

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年10月6日(2011.10.6)

【公開番号】特開2011-102292(P2011-102292A)

【公開日】平成23年5月26日(2011.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2011-021

【出願番号】特願2010-226774(P2010-226774)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/29 (2006.01)

A 6 1 K 8/19 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/29

A 6 1 K 8/19

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月23日(2011.8.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カルボキシビニルポリマーと2価又は3価の金属イオンとを反応させて得られた沈降性物質からなる被覆層を有することを特徴とする被覆無機粉体(但し、被覆酸化亜鉛粒子を除く)。

【請求項2】

2価又は3価の金属イオンは、Mg、Ca、Sr、Ba、Fe、Zn、Al及びGaからなる群より選択される少なくとも一種の金属イオンである請求項1記載の被覆無機粉体。

【請求項3】

無機粉体は、Mg、Al、Si、Ti、Fe、Zn、Zr、Ag、Pt及びAuからなる群より選択される少なくとも一種を主成分とする金属、酸化物又は水酸化物である請求項1又は2記載の被覆無機粉体。

【請求項4】

無機粉体は、Mg、Ca、Sr、Ba、Zr、Zn及びAlからなる群より選択される少なくとも一種の炭酸塩又は硫酸塩である請求項1又は2記載の被覆無機粉体。

【請求項5】

被覆層は、無機粉体100質量部に対して1~40質量部である請求項1、2、3又は4記載の被覆無機粉体。

【請求項6】

被覆層に含まれる金属イオンは、無機粉体100質量部に対して0.005~20質量部である請求項1、2、3、4又は5記載の被覆無機粉体。

【請求項7】

さらに、アルキルシラン又はシリコーンオイルで処理したものである請求項1、2、3、4、5又は6記載の被覆無機粉体。

【請求項8】

アルキルシラン又はシリコーンオイルの処理量は、被覆無機粉体100質量部に対して0.1~3質量部である請求項7記載の被覆無機粉体。

【請求項9】

請求項 1、2、3、4、5、6、7 又は 8 記載の被覆無機粉体を含むことを特徴とする水系組成物。

【請求項 1 0】

更に、カルボキシビニルポリマーを含む請求項 9 記載の水系組成物。

【請求項 1 1】

請求項 1、2、3、4、5、6、7 又は 8 記載の被覆無機粉体を含むことを特徴とする化粧料。

【請求項 1 2】

さらに、カルボキシビニルポリマーを含む請求項 1 1 記載の化粧料。

【請求項 1 3】

水中油型エマルションである請求項 1 1 又は 1 2 記載の化粧料。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

本発明は、カルボキシビニルポリマーと 2 値又は 3 値の金属イオンとを反応させて得られた沈降性物質からなる被覆層を有することを特徴とする被覆無機粉体（但し、被覆酸化亜鉛粒子を除く）に関する。

上記金属イオンは、Mg、Ca、Sr、Ba、Fe、Zn、Al 及び Ga からなる群より選択される少なくとも一種の金属イオンであることが好ましい。

上記無機粉体は、Mg、Al、Si、Ti、Fe、Zn、Zr、Ag、Pt 及び Au からなる群より選択される少なくとも一種を主成分とする金属、酸化物又は水酸化物であってよい。

上記無機粉体は、Mg、Ca、Sr、Ba、Zr、Zn 及び Al からなる群より選択される少なくとも一種の炭酸塩又は硫酸塩であってよい。

上記被覆層は、被覆無機粉体 100 質量部に対して 1 ~ 40 質量部であることが好ましい。

上記被覆層に含まれる金属イオンは、被覆無機粉体 100 質量部に対して 0.005 ~ 20 質量部であることが好ましい。

上記被覆無機粉体は、さらに、アルキルシラン又はシリコーンオイルで処理したものであってよい。

上記アルキルシラン又はシリコーンオイルの処理量は、被覆無機粉体 100 質量部に対して 0.1 ~ 3 質量部であることが好ましい。